

政令第百八号

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第四項第一号、第五条の四第一項第一号及び第三十二条の二並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号及び第六号並びに第十一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項第八号中「平成三十二年度」を「令和七年度」に改める。

附則第九条第一項中「平成二十七年度及び」を削り、同条第二項中「並びに法」を「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の法」に改め、同条第三項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「並びに法」を「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の法」に改め、同条に次の一項を加える。

4 令和二年度から令和四年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の

適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができるとされた地方債（次号から第五号までに
おいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「
特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見
込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

附則第十条（見出しを含む。）中「平成二十七年及び」を削る。

附則第十三条（見出しを含む。）中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第十四条（見出しを含む。）中「平成三十二年」を「令和二年度」に改める。

附則第十五条を削る。

附則第十六条（見出しを含む。）中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条を附則第十五条とする。

附則第十七条（見出しを含む。）中「平成三十二年」を「令和二年度」に改め、同条を附則第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(令和三年度から令和五年度までの各年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十七条 令和三年度から令和五年度までの各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第四項及び第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

附則第十八条(見出しを含む。)中「平成三十三年度」を「令和六年度」に改める。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正)

第二条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条を削る。

附則第五条の見出し中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「附則第十七条」を「附則第十六条」に改め、同条を附則第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(令和三年度から令和五年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第五条 令和三年度から令和五年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る
第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは
「附則第十七条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一
号イ」とあるのは「附則第九条第四項及び第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ
」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第
十三条第一号ロ」とする。

附則第六条（見出しを含む。）中「平成三十三年度」を「令和六年度」に改める。
附則第七条の見出し中「平成二十九年度から平成三十一年度まで」を「令和二年度から令和四年度まで
の各年度」に改め、同条中「平成二十九年度から平成三十一年度まで」を「令和二年度から令和四年度ま
で」に改める。

附 則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

理由

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、公営競技納付金の額の算定方法及び標準財政規模の算定における臨時財政対策債の取扱いを定める規定等について、所要の整備を行う必要があるからである。